

[資料] 宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第二条 市長は、条例第三条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- 一 死亡者の氏名、住所及び生年月日
- 二 死亡の年月日及び死亡の状況
- 三 死亡者の遺族に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第三条 市長は、宇部市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(災害見舞金等の支給等)

第四条 条例第九条に規定する災害弔慰金及び災害見舞金（以下「災害見舞金等」という。）の額は、次の表の中欄に掲げる災害又は火災による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げるものとする。

災害弔慰金	死亡した者一人当たり	五〇、〇〇〇円
災害見舞金	住居が全壊又は全焼した場合一世帯当たり	三〇、〇〇〇円
	住居が半壊又は半焼した場合一世帯当たり	二〇、〇〇〇円
	住居が床上浸水した場合一世帯当たり（床上浸水の発生の原因である災害について、山口県内のいずれかの市町において災害救助法（昭和二十二年法律第一一八号）に基づく救助が行われた場合又は当該災害の発生により宇部市が山口県地域防災計画に基づく義援金品の配分を受けた場合に限る。）	一〇、〇〇〇円

2 災害見舞金等の支給は、条例第四条に定める遺族若しくは扶養義務者若しくは埋葬を行う者又は当該被災者に対して行うものとする。

3 市長は、災害見舞金等を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上、支給を行うものとする。

一 災害弔慰金を支給するときは、第二条各号に掲げる事項とし、同条第三号に該当する者がいないときは、その者の扶養義務者又は埋葬を行う者に関する事項

二 災害見舞金を支給するときは、被災者に関する家族の状況、災害の種類及び被害の程度に関する事項

(支給の手続)

第五条 市長は、条例第十条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

一 障害者の氏名、性別及び生年月日

二 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況

三 障害の種類及び程度に関する事項

四 支給の制限に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第六条 市長は、宇部市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第一号）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第七条 条例第十三条第一項に規定する災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第二号。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

一 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

二 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市区町村に居住し

ていた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書

三 その他市長が必要と認める書類

- 2 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月一日から起算して三月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第八条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第九条 市長は、借入申込書に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第三号)を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第四号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第十条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(様式第五号)にその者の印鑑登録証明書(保証人を立てる場合は、その者及び保証人の印鑑登録証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第十一条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第十二条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第十三条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第六号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第十四条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第七号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(様式第八号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(様式第九号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第十五条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第十号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第十一号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第十二号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第十六条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第十三号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 借受人の死亡を証する書類

二 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

三 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第十四号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第十五号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第十七条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第十八条 借受人は、借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、氏名等変更届(様式第十六号)により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの  
手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平一六規則二四・旧附則・一部改正)

2 厚狭郡楠町との合併の日前に同町の区域内で生じた災害又は火災による災害見舞金に  
ついては、第四条の規定にかかわらず、楠町災害り災者に対する見舞金支給要綱（昭和六  
十一年四月一日施行）の規定による取扱いの例による。

(平一六規則二四・追加)

附 則（昭和五十年三月二十六日規則第四号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十七日規則第六号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則  
第五条の規定は、昭和五十五年四月一日以後発生した災害又は火災に係る災害見舞金等  
について適用し、同年三月三十一日までに発生した災害又は火災に係る災害見舞金等につ  
いては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年十二月二十四日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条及び第六条の規定は、昭和五十七年七  
月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の  
支給について適用する。

附 則（平成元年三月三十一日規則第十四号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月十二日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市災害弔慰金支給等に関する条例施行規  
則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成十一年十月四日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行  
規則の規定は、平成十一年九月二十四日以後に発生した災害に係る災害見舞金等について適

用する。

附 則（平成十二年八月四日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日規則第二十四号）

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日規則第十六号）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年十月七日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年八月一日から適用

